

# 社協 はじまりは あなたの笑顔から あさひがわ

このページは、  
赤い羽根共同募金の  
助成を受けています

共同募金運動期間  
10月1日～12月31日



市民後見人養成研修の様子

## 地域を支える 市民後見人にな りませんか



今年も市民後見人養成研修が始まり、22人の方にご参加いただいています。市民後見人の必要性は年々高くなっており、多くの市民の皆様の力を必要としています。次年度以降の養成研修に参加希望の方は、下記までお問い合わせください。

### 市民後見人の主な仕事

- ①財産の管理に関すること
- ②契約に関すること

これらの活動は、旭川成年後見支援センターや専門家のサポートを受けながら行います。また、センターや家庭裁判所に本人の財産状況や活動内容について、定期的に報告します。

### 市民後見人の主な条件

- 年齢が25歳以上であること
- 「市民後見人養成研修」の説明会および研修カリキュラムにすべて参加すること等、7つの条件があります。



お問  
い合  
わせ  
は...

#### 旭川成年後見支援センター

旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL 23-1003 / FAX 23-1118

Eメール kouken@north.hokkai.net

開設時間：8:45～17:15 (月～金曜日)

### 市民後見人ってどんな人?

市民後見人は、認知症や障害等で判断能力が十分でない方を支援する市民のことです。同じ地域の市民が後見人になることで、住み馴れた地域でのきめ細かな後見活動が期待されています。

必要とする人の立場に立ち、生活を支援するために何が最善かを考える市民後見人は、成年後見制度の新たな担い手です。

### 市民後見人の声

受任が決まったときは、後見人という重責のあることを自分がやっていけるだろうか、ご本人や親族はどんな方だろうか等不安でした。しかし、成年後見支援センターや専門家の先生から助言を受けることにより、少しずつ不安も解消されました。

後見活動で良かったことは、長年連絡が取れていなかったご本人とご家族が再会することができたこと、施設入所の契約等がスムーズに進み、関係機関の方に安心いただけたことなどです。

後見人の活動は難しいというイメージがありますが、ご本人をはじめ関係する方々との信頼関係を何より大切にし、今後もこうした視点を忘れずに活動したいと考えています。



ひとり親の  
皆様へ

ひとり親等の皆様が子育てと仕事を両立できるように、日常生活に関することや健康の保持増進などきめ細かな支援をしています。求人情報の提供や生活全般にわたる相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

令和元年度事業のご案内

就業支援講習会等事業

就業支援セミナー（参加費無料）

これは知っておこう！わたしだけの就活  
日時：令和2年1月21日(火) 13:15~15:00  
会場：イオン旭川春光店 1階会議室  
定員：30人 無料託児あり（予約制）  
講師：ハローワーク旭川

職業相談第一部門 統括職業指導官  
マザーズコーナー 就職支援ナビゲーター

※本セミナーは雇用保険受給中の就職活動実績になります。



養育費等支援事業

弁護士による無料法律相談

日時：令和元年11月25日(月)  
令和2年1月24日(金)・3月25日(水)  
13:30~15:30

会場：旭川市ときわ市民ホール  
定員：各日4人（1人30分）  
無料託児あり（予約制）

※養育費や面会交流、各種債務の返済等に関する相談に弁護士が応じます。

Q 配偶者から突然離婚を宣告されました。  
養育費や手続きなどどうしたらよいでしょう？

A 離婚に伴う各種手続きを説明し、行政などの関係機関へつなぎます。弁護士による無料法律相談を受けることもできます。

Q 子供の発育のことで  
悩んでいます。

A 必要に応じて、専門窓口等へつなぎます。託児スペースもありますのでお気軽にご相談ください。

Q 相談に行きたいが、車がなく  
相談に行けない。

A 相談員による巡回相談を行っています。自宅や公共施設等に伺うことも可能です。

お問い合わせは...

母子家庭等就業・自立支援センター

旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL21-7181 / FAX23-1118

Eメール boshi@north.hokkai.net

開設時間：8:45~17:15（月~金曜日）

経済的に  
お困りの皆様へ

旭川市自立サポートセンターは「経済的な悩み」などでお困りの方の相談窓口です。お困りごとについてお話をうかがい、解決するための計画づくりや、公的制度・サービスなどの活用に向けたお手伝いをします。ご本人だけでなく、ご家族による相談も可能です。仕事や生活に関するお困りごとがございましたらご相談ください。

※相談の対象となるのは、旭川市にお住まいで生活保護を受けていない方です。相談は無料です。

毎月第3  
火曜日に

ハローワーク旭川で出張相談を開催

時間：13:00~16:00

場所：ハローワーク旭川 旭川市春光町10番地の58  
TEL 51-0176 / FAX 51-4594

地域で出張相談会を開催

日時：令和元年12月3日(火) 13:00~16:00

場所：北星地区センター 旭川市旭町2条8丁目

※いずれも事前の予約は自立サポートセンターにお問い合わせください。

お問い合わせは...

旭川市自立サポートセンター

旭川市7条通10丁目第二庁舎4階

TEL23-1134 / FAX22-8020

Eメール jiritsu-support@north.hokkai.net

開設時間：8:45~17:15（月~金曜日）

図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお聞かせください。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、5名様に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて

【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

【応募締切】令和元年11月29日(金)まで(当日消印有効)

【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(下記参照)まで

※ご意見・ご感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。

ご意見・ご質問を募集しています!「旭川市社会福祉協議会」まで

社会福祉法人

旭川市社会福祉協議会

【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階

TEL23-0742/FAX23-0746

Eメール chiiki@north.hokkai.net



社協に関して、わからない、聞いてみたいこと等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

旭川市社会福祉協議会 神楽事務所 神楽3条4丁目1-18  
TEL60-1710/FAX60-1780

地域福祉活動拠点 すずかけ 神楽岡10条5丁目1-28  
TEL60-6222/FAX60-6223